

# 赤井川村の宿泊税に関する資料



令和6年2月27日

赤井川村

# 赤井川村の概要

- 赤井川村は、その四方を山々に囲まれた「カルデラ」状の地形をなしています。
- 気象条件は盆地特有の内陸型気候で、冬の積雪は多く、北海道内で有数の豪雪地帯です。夏は気温が上がりますが、昼夜の寒暖の差が大きく、果菜類の栽培に適しています。
- 赤井川村の主産業は、農業と観光業です。農産物の品目は多岐にわたり、北海道で栽培できる農産物は何でも出来るといわれています。
- 畑地かんがい施設(畑の水道)の整備により、施設(ハウス)栽培の増加に伴い、野菜の占める割合が増加しています。
- キロロスノーワールドを中心としたウィンタースポーツだけでなく、グリーンシーズンはアウトドアスポーツ(パラグライダー、カヌー、トレッキング)や美味しい食材を求めるドライブ観光客も増えています。また、カルデラ温泉も賑わいを見せています。

# 赤井川村の農業



米をはじめ、メロン・スイカ・南瓜・  
アスパラガス・スイートコーン・馬鈴薯・  
イチゴ・ブロッコリー・花き・牛乳等  
多品目の農産物が生産されています。

農産物を使用して「ジェラード等スイーツ」  
「ソーセージ類」「スープ・カレー」  
「手作りパン」等、様々な加工品の生産に  
取り組んでいます。



# 赤井川村の観光業

393号線 小樽市～倶知安町の間にある  
「道の駅あかがわ」は、いつも賑わうスポット

「カルデラ温泉」も新たな源泉を使用しての  
リニューアルオープン



世界屈指の「パウダースノー」を誇るスキー場  
を中心とした総合リゾート施設  
「キロロリゾート」

アウトドアスポーツ(パラグライダー、カヌー、ト  
レッキング)も各企業にて体験できます



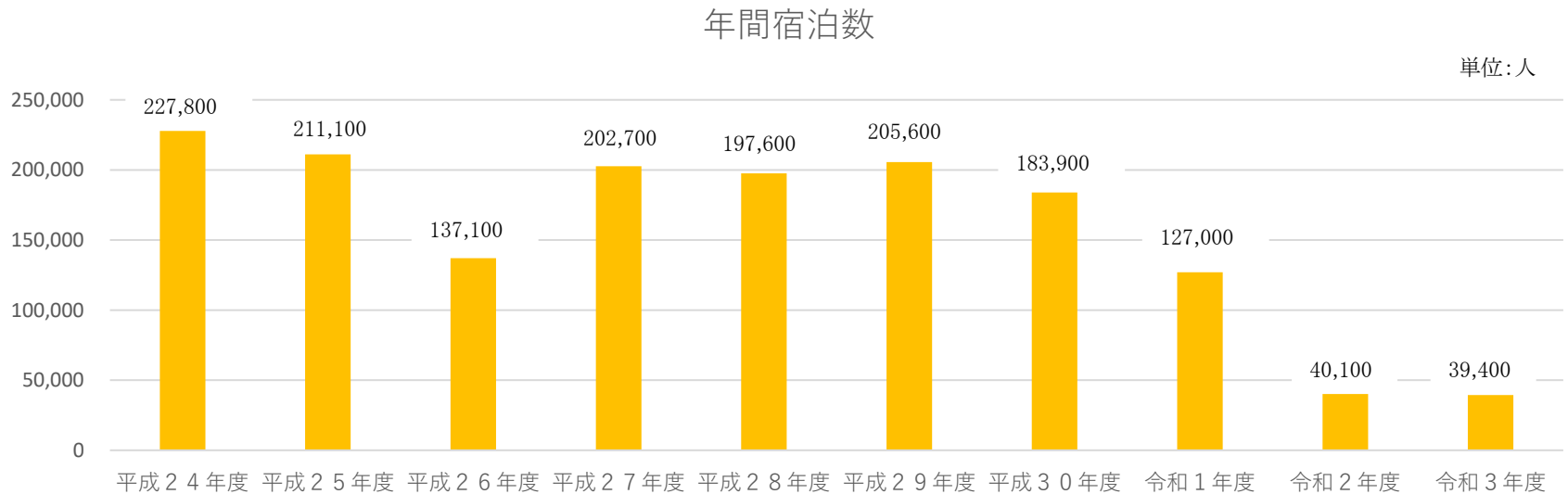
## 赤井川村の「年間観光入込客数」の推移



赤井川村全体の観光客入込客数推移グラフとなります。

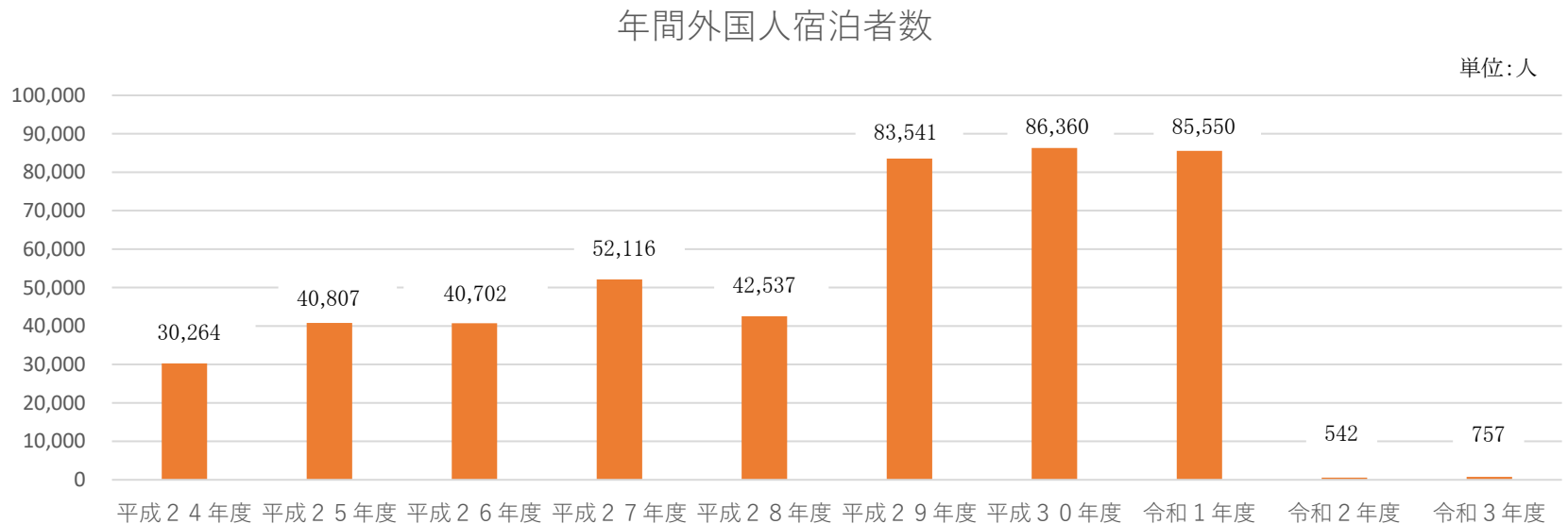
平成27年度からは、「道の駅あかいがわ」の客数もカウントされていることから、100万人を超え、平成29年度は135万人に達しています。又、令和6年度は、コロナ前並みの数値になると予測しています。

## 赤井川村(キロロリゾートのみ対象)の「年間宿泊数」の推移



キロロリゾートの年間宿泊数推移グラフとなります。  
前ページの「観光入込客数」と比例せず、ほぼ横ばい状態となっています。  
キロロリゾートホテルは、客室リニューアルを行っており今後を期待しております。

## 赤井川村の「年間外国人宿泊者数」の推移



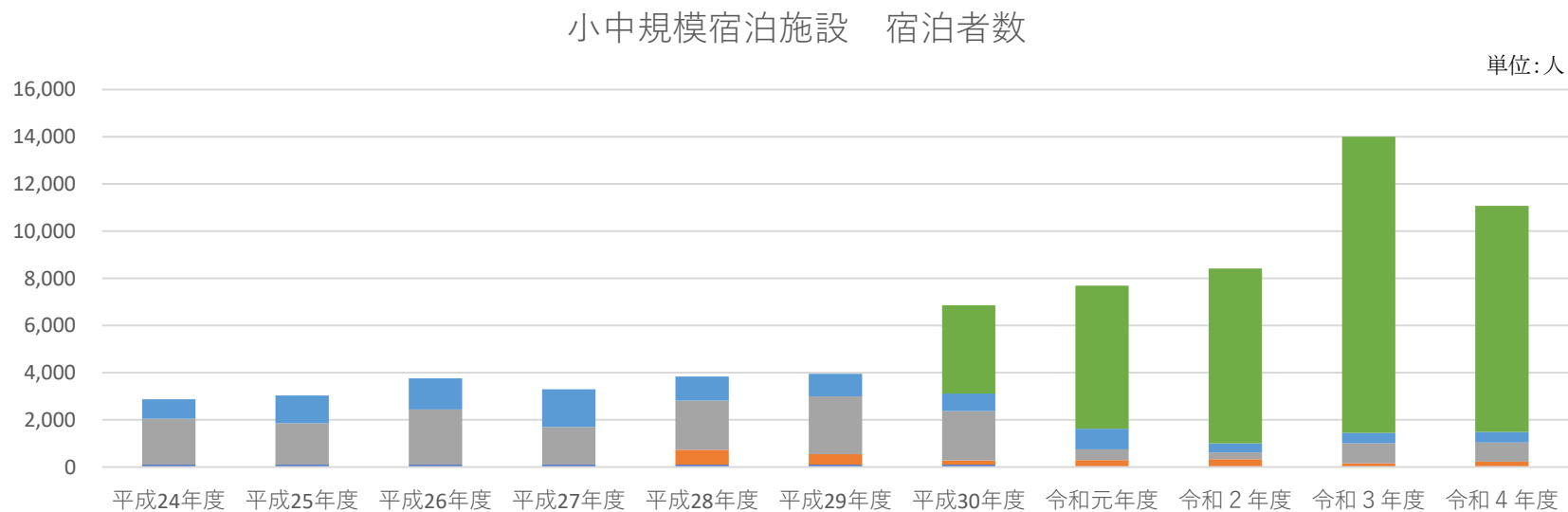
キロロリゾートに宿泊した、外国人観光客の推移グラフとなります。

平成29年度以降は、それまでの2倍の約9万人となり、多くの外国人観光客が宿泊しています。

令和2年度以降は1000人を切っていますが、令和6年度は、コロナ前並みの数値になると期待しています。

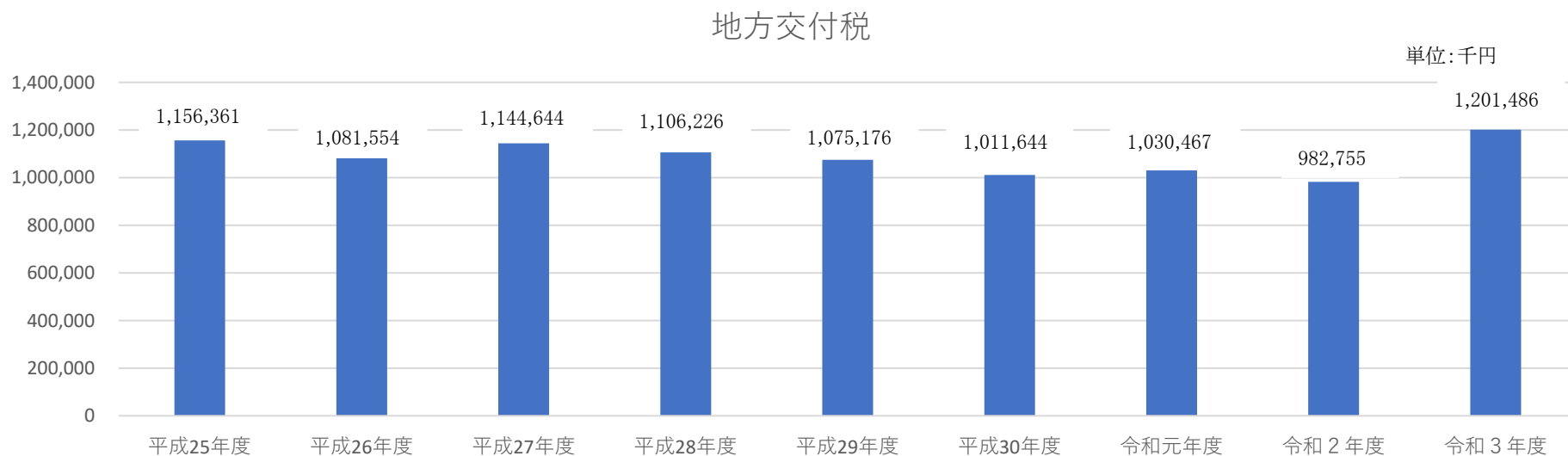


# 赤井川村の「小中規模宿泊施設 宿泊者数」の推移



赤井川村の「小中規模宿泊施設 宿泊者数」の推移表となります。  
{一部キャンプ数含む(緑)}

## 赤井川村の「地方交付税」の推移



赤井川村の「地方交付税」の推移表となります。

平成25年から令和2年度においては、下降傾向でしたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応事業として臨時経済対策が算出されたため増加となっています。

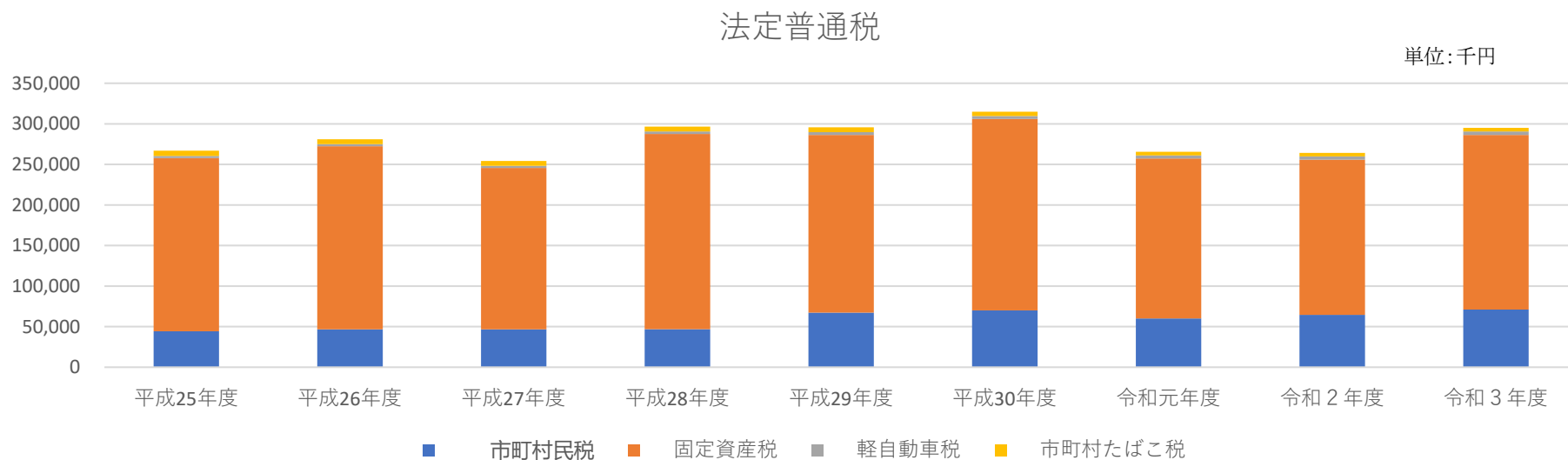
## 赤井川村の「普通税」及び「目的税」の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<b>普通税</b>	267,005	281,095	254,229	296,545	295,718	314,891	265,505	264,269	295,131
法定普通税	267,005	281,095	254,229	296,545	295,718	314,891	265,505	264,269	295,131
市町村民税	44,243	46,731	46,673	46,803	67,218	69,974	60,024	64,584	71,061
個人均等割	1,479	1,404	1,624	1,837	1,914	1,627	1,945	1,992	1,964
所得割	37,569	35,918	34,364	38,773	44,746	44,226	43,759	45,699	49,277
法人均等割	3,568	3,511	3,864	4,231	6,463	6,211	6,239	8,089	6,715
法人税割	1,627	5,898	6,821	1,962	14,095	17,910	8,081	8,804	13,105
固定資産税	213,563	225,684	198,923	240,706	219,178	236,136	197,333	191,291	215,279
軽自動車税	2,652	2,642	2,721	3,155	3,379	3,586	3,768	4,045	4,271
市町村たばこ税	6,547	6,038	5,912	5,881	5,943	5,195	4,380	4,349	4,520
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<b>目的税</b>	9,481	3,169	8,812	8,304	13,301	8,448	7,881	1,625	1,625
法定目的税	9,481	3,169	8,812	8,304	13,301	8,448	7,881	1,625	1,625
入湯税	9,481	3,169	8,812	8,304	13,301	8,448	7,881	1,625	1,625

赤井川村の「税収入」の推移表となります。

「市町村民税」は着実に増収となっておりますが、「固定資産税」は横ばい状態となっております。大型施設建設等での増収、償却資産の減収が要因となっております。

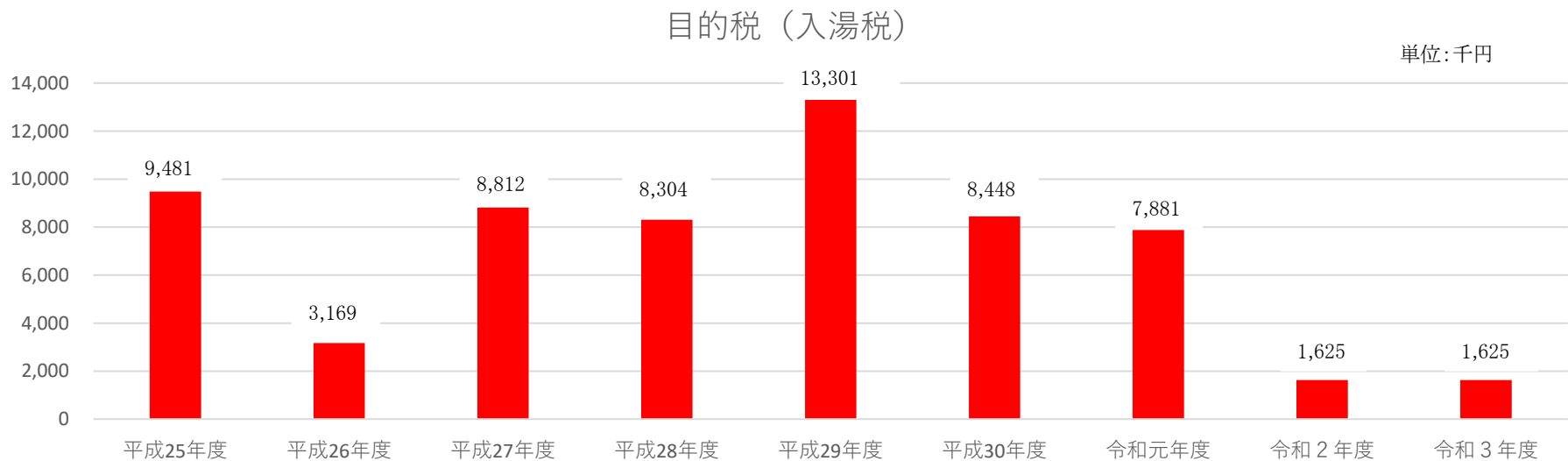
## 赤井川村の「普通税」の推移



赤井川村の「普通税」の推移表となります。

普通税とは「市町村民税・固定資産税・軽自動車税及び市町村たばこ税」を合計したもので、普通税の内、約75%が固定資産税となります。

## 赤井川村の「目的税(入湯税)」の推移



赤井川村の「目的税(入湯税)」の推移表となります。

入湯税とは「鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する税」で合計したもので、課税対象者に対して、「日帰り客に対し、100円/1人・宿泊客1日に対し、150円/1人」の税を納めていただいております。

## 新たな財源の必要性(協議会開催前事務局案)

1. 公共インフラ補修及び新設整備等の財源確保(村道・水道及び河川等)
  - ・老朽化し、走行に支障がある路線の舗装路盤改修が必要(赤井川高原道路)
  - ・今後も新築されるコンドミニアムの水道供給に対応するため、水道施設の増築が必要(常盤地区)
2. 村内観光振興財源の確保
  - ・減少した観光客の集客のため新たな取組が必要
  - ・増加が見込まれる観光客のニーズに対応することが必要

## 必要な財源額

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 1. 村道の維持整備(4.3kmの舗装路盤改修)       | 8億円   |
| 2. 常盤簡易水道施設更新(未建設のコンドミニアム対応想定) | 20億円  |
| 3. 村内観光振興財源(0.1億円からの増額)        | 0.2億円 |

# 観光振興の現状

## 1. 主な観光整備の支出状況(令和3年度)

・赤井川村商工会運営事業補助金 (商工会運営に係る補助金)	7,100,000円
・特産品開発支援事業補助金 (赤井川村の特産品開発への補助金)	572,565円
・赤井川村観光振興補助金	2,100,000円
・ウインターフェスティバル&シーニックナイト補助金 (冬の観光イベント)	300,000円
・あかいがわポイント巡りラリー事業補助金	282,500円
合計	10,355,065円



# 新たな財源を確保

## 財源の検討

### 1. 税からの財源確保

- ①法定外普通税 ②法定外目的税

### 2. 税以外からの財源確保

- ①分担金 ②負担金 ③使用料 ④手数料 ⑤寄付金

# 税以外からの財源とは

## 分担金

地方公共団体が課する受益者負担金の一種。地方公共団体は、特定の多数人または特定の地域に対し利益を与える事業を行うとき、その事業に要する費用にあてるため、その事業によってとくに利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる」とされている。

例) 赤井川村下水道事業受益者分担金徴収条例(抜粋)

- ・受益者が新たに公共下水道の使用を開始する旨の届け出があつたときに分担金を賦課するものとする。(20,000円)

## 負担金

国または地方公共団体が行う特定の事業に対し特別の利害関係を有する者に、その事業に要する経費の全部または一部を負担させるために、国または地方公共団体が一方的に課する金銭のことである。特別の利害関係者の性格により、受益者負担金、原因者負担金、損傷者負担金に区別される。強制的に一方的に課するものであるので、法律上の根拠を必要とする。現行法上、地方自治法第224条、道路法第61条、都市計画法第75条などに、負担金についての規定がある。

例) 赤井川村高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業条例(抜粋)

- ・入居者は、LSA派遣に要する費用として別表に定める費用負担基準により算定した額を負担しなければならない。(0円～4,900円)

# 税以外からの財源とは

## 使用料

国や地方公共団体が、行政財産や公の施設の使用に対し、その対価として使用者から徴収する金銭をいう。国公立学校の授業料、幼稚園や保育所の保育料、公園や図書館の入場料、公営住宅の賃貸料などがこれに属する。このほか、公の施設のなかには、地方公営企業法の適用を受ける水道、工業用水道、ガス、軌道、地方鉄道、自動車運送などの事業も含まれており、これらの地方公営企業で徴収される料金も使用料の一種である。使用料に関する事項は条例で定めなければならないことになっている。一般に、行政財産や公の施設は収益を目的とするものではないから、その使用料は、実費を限度とし、なるべく低廉に、かつ公平に定められるべきである。

## 手数料

行政上は国、公共団体などが特定の者のために行う事務について徴収する料金をいう。地方公共団体は地方自治法(227条)の定めるところにより各種手数料を徴収することができる。

例) 印鑑登録証明書交付手数料 1枚につき 300円

# 税以外からの財源確保の内容

## 分担金

- 規模 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的
- 安定性継続性 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい
- 受益と負担 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある

## 負担金

- 規模 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的
- 安定性継続性 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい
- 受益と負担 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある

## 使用料

- 規模 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的
- 安定性継続性 安定的・継続的な確保が可能
- 受益と負担 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある

## 手数料

- 規模 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的
- 安定性継続性 安定的・継続的な確保が可能
- 受益と負担 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある

## 税以外からの財源確保の検討結果

○分担金、負担金、使用料、手数料について、明確な受益と負担の対応関係が必要であるが、観光インフラ整備・観光振興 においては、様々な形態があるため、関連付けが容易ではない。

このことから、税以外の財源確保の手法は適当ではないと考えられる。

## 税からの財源とは

### 普通税

地方税法に制限列挙された住民税や固定資産税、事業税などの普通税のほか、条例によって用途の制限されない普通税を課することができる。

### 法定外目的税

地方税法に定められた自動車取得税や軽油引取税、都市計画税、事業所税、入湯税といった目的税以外に、条例で新設することが可能である。

## 税からの財源確保の検討結果

「新たな財源の必要性」の検討結果及び上記のことから、財源の用途は限定されている。このことから、「法定外目的税」を適用とすることが望ましい。

## 新たな財源を確保

「税以外からの財源確保の検討結果」及び「税からの財源確保の検討結果」より「法定外目的税」から財源を確保する。

# 赤井川村の法定目的税

赤井川村の法定目的税は、「入湯税」を設けています。

赤井川村税条例より一部抜粋

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

(1) 年齢12歳未満の者

(2) 地域住民の福祉の向上を図るため、村がもつばら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯者

(3) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯者

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。ただし、日帰り客については、1日100円とする。

※入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税です。その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てることとされています。

# 他市町村の法定外目的税(富士河口湖町)

## 遊漁税

河口湖は富士五湖の一つとして国内外から多くの観光客が訪れております。また、富士山が見えるすばらしい環境の釣り場としても、多くの方々に知られるようになりました。近年、ブラックバス釣りの人気が高まり、釣り人の増加とともに河口湖周辺の違法駐車(路上・河川敷)、トイレの不足による汚染行為、釣り糸及びワーム(擬似餌)の放置による環境面への悪影響が問題となりました。このような状況の中で河口湖の環境を守り、河口湖を訪れた観光客や釣り客の皆さまに、快適なレジャーを楽しんでいただこうと、平成13年7月に河口湖周辺の1町2村(当時)で法定外目的税の「遊漁税」を導入し、平成15年に1町2村が合併して「富士河口湖町」となった現在も継続しています。

税収は、環境整備と環境美化の財源として、主に駐車場やトイレの整備、湖畔美化などに使われています。



## 他市町村の法定外目的税(北九州市)

### 環境未来税

「環境未来都市」の創造を重点施策としてごみの資源化・減量化、産業廃棄物処理施設の整備及びエコタウン事業などの様々な取組みを推進しており、国内外から高い評価を得ています。環境の世紀といわれる21世紀を迎え、環境を維持・改善するための事業は、ますますその重要性を増しています。今後、各種の環境施策をより積極的に推進していくためには、持続的で安定的な財源を確保することが必要です。

このため、産業廃棄物の最終処分である埋立てに課税し、その税収を様々な環境施策の費用の一部に充てる法定外目的税として環境未来税を創設することとしたものです。

この環境未来税は、産業廃棄物の中間処理(破碎、脱水、焼却、中和等)は課税対象としていないため、企業の経済活動をリサイクルや減量化に誘導することも期待できます。

## 他市町村の法定外目的税(薩摩川内市 他)

### 使用済核燃料税

発電用原子炉から取り出した使用済核燃料を、使用済核燃料貯蔵施設または再処理施設に搬出されるまでの間、貯蔵されているものについて、課税されます。

使用済核燃料税は、原子力発電所の立地に伴う防災対策、民生安定対策、環境対策などの様々な事業を実施するための貴重な財源として活用されています。

## 他市町村の法定外目的税(箕面市)

### 開発事業等緑化負担税

平成28年7月より本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって守り、その魅力を向上させるため、法定外目的税「開発事業等緑化負担税」を導入しました。

この税は、開発行為等を行う事業者を対象に課税し、税収は新たに設立した基金に積み立て、市が行う森林整備、市街地緑化、農地保全に関する事業や山林所有者・市民による里山保全活動への助成などに活用することにより、みどり豊かな本市の魅力をさらに高めています。

## 他市町村の法定外目的税(美作市)

### 美作市事業用発電パネル税

現在総務省協議中案件

## 他市町村の法定外目的税(京都市 他)

### 宿泊税

宿泊税は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税です。

- ・災害強化
- ・バリアフリー
- ・観光案内版の設置
- ・歩道工事
- ・観光プロモーション動画
- ・駅エスカレーター工事 等

その様々な目的に対し施策されています。

# 赤井川村の法定外目的税を決定

## 宿泊税にて財源確保

これまでの経緯より、宿泊税にて財源確保したい。

# 宿泊税(法定外税)導入の為の手続き

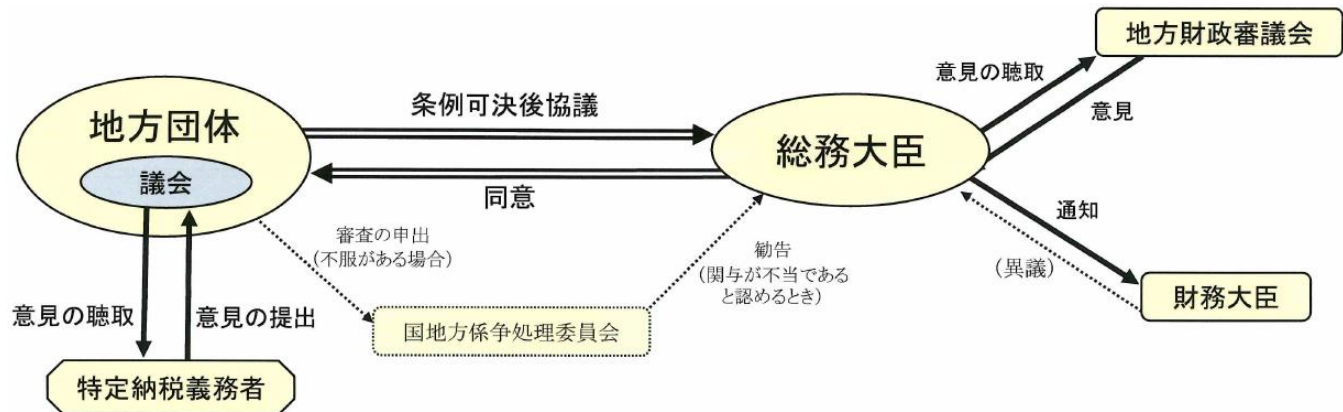
## 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」といいます。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されました。また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続きが不要となったほか、特定の納税義務者に係る税率が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設されました。

# 宿泊税導入の為の手続き

## 法定外税新設等の手続

地方団体の議会が特定納税義務者に意見の聴取を行い、特定納税義務者は意見の提出を行います。地方団体の議会において条例可決後、総務大臣に対して協議を行います。総務大臣は地方財政審議会に意見の聴取を行い、意見を得ます。また、財務大臣に通知を行い、異議がある場合は、異議が出されます。その後、総務大臣は同意を行います。地方団体は総務大臣の関与に不服がある場合は国地方係争処理委員会に審査の申出を行います。国地方係争処理委員会は関与が不当であると認める時は、総務大臣に対して勧告を行います。



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。  
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) (1)及び(2)のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと



## 特定納税義務者

特定納税義務者とは、当該納税義務者に対して課すべき法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の合計の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者です。

- (1) 条例施行後5年間の当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の合計の1/10を超える見込みがあること
- (2) 当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

# 地方税法

## 地方税法より一部抜粋

(法定外目的税の新設変更)

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

(平一一法八七・全改、平一一法一六〇・平一六法一七・一部改正)

第七百三十二条 総務大臣は、前条第二項の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る法定外目的税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

(平一一法八七・全改、平一一法一六〇・一部改正)

第七百三十二条の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(平一一法一六〇・追加)

(総務大臣の同意)

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(平一一法八七・全改、平一一法一六〇・一部改正)

(法定外目的税の非課税の範囲)

第七百三十三条の二 地方団体は、次に掲げるものに対しては、法定外目的税を課することができない。

一 当該地方団体の区域外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入

二 当該地方団体の区域外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入

三 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの

(平一一法八七・追加)

(法定外目的税の徴収の方法)

第七百三十三条の三 法定外目的税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例の定めるところによつて、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

# 留意事項

## 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について

### 2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。

## 宿泊税導入の必至事項

1. 十分な検討を行う。
  2. 税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討を行う。
  3. 税収入を必要とする財政需要があること。
  4. 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと。
  5. 徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討を行う。
- ※ 条例可決後総務省協議(協議期間 3ヶ月～2年)

# 他官公庁の宿泊税状況について

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
課税客体	東京都内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為  ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業	大阪府内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為  ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・国家戦略特別区域法上の特別民泊施設 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	京都市内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為  ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	金沢市内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為  ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	倶知安町内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為  ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	福岡県内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為  ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・国家戦略特別区域法上の特別民泊施設 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	福岡市内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為  ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	北九州市内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為  ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設
納税義務者	上記施設への宿泊者							
課税標準	上記施設への宿泊数（倶知安町 上記施設への宿泊金額）							

国家戦略特区区域法とは、「世界で1番ビジネスがしやすい環境」を創出する目的で始まった政策のこと。

# 他官公庁の宿泊税状況について

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
課税免除	一泊一万円未満の宿泊	一泊七千円未満の宿泊	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの 学校が主催する修学旅行その他学校行事の引率者	なし	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの 学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校(前期課程を除く。)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部及び小学部を除く。)、大学、高等専門学校若しくは学校教育法第124条で規定する専修学校の生徒又は学生で、倶知安町内で職場体験を行うもの	なし	天災その他特別の理由により必要と認める者その他特別の事情がある者に対し	天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者
徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者が宿泊者より徴収し納付する。							

# 他官公庁の宿泊税状況について

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けた者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けた者</li> <li>・国家戦略特別区域法に規定する認定者</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する認定者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けた者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けた者</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する認定者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けた者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けた者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けた者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の経営者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>
税	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が15,000未満のもの 100円</p> <p>15,000円以上のもの 200円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が15,000未満のもの 100円</p> <p>15,000円以上 20,000円未満のもの 200円</p> <p>20,000円以上のもの 300円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が20,000円未満である場合 200円</p> <p>20,000円以上 50,000円未満である場合 500円</p> <p>50,000円以上である場合 1,000円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が20,000円未満である場合 200円</p> <p>20,000円以上である場合 500円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金の2%</p> <p>(1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金</p> <p>(2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金</p> <p>(3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金</p>	<p>一人一泊</p> <p>200円</p> <p>宿泊税を課している市町村 100円</p> <p>福岡市 50円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が20,000円未満である場合 150円</p> <p>20,000円以上である場合 450円</p>	<p>一人一泊</p> <p>150円</p>
検討期間	5年毎	5年毎	5年毎	5年毎	5年毎	初回3年 その後は5年を目途	不明（福岡県と同じ）	3年毎

# 他官公庁の宿泊税状況について

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
事務費補助	25/1,000 限度額100万 円/年 交付金	不明 (25/1,000)	25/1,000 (R5まで 30/1,000) 補助金	25/1,000 (R6まで 30/1,000) 交付金	25/1,000 (R5まで 30/1,000) 奨励金	不明	25/1,000 (R6まで 30/1,000) 報奨金	25/1,000 (R6まで 30/1,000) 報奨金
目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	福岡市観光振興条例第11条第2項の規定に基づき ↓ 観光振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、観光振興に必要な事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため



# 宿泊税導入に向けたパブリックコメント結果

## 1. 意見書の募集期間

令和5年11月20日(月)から令和5年12月11日(月)

## 2. 意見書の提出者数

2名

## 3. 意見項目数

2名(賛成2件)

## 4. ご意見

- ① 今後赤井川村でも新たな財源確保が必要となれば、宿泊税は一つの手段として有効であると思います。導入には賛成でありますし、一村民として観光客満足度合の底上げと赤井川村の発展に活用されることを願います。
- ② 宿泊税の段階的定額制は、簡素で分かりやすく良いのではないかと個人的には考えます。北海道も宿泊税を導入した際、どのような税額・徴収となるのか、今後北海道との調整・協議や、他自治体の動向を注視する必要があるのかなと思いました。

# 宿泊税導入に向けた宿泊者アンケートの結果について

## 1. アンケート期間

令和6年1月1日(月)から令和6年1月31日(水)

## 2. アンケートの回答者数

3名

## 3. 賛否

賛成 3名

反対 0名

## 4. ご意見

・観光が活性化するきっかけになるのであれば、やってみてもよいと思います。

## 赤井川村の宿泊税について(まとめ)

### ●宿泊税の目的

赤井川村では、平成27年度に第四期赤井川村総合計画「わたしの赤井川 2025 プラン」を策定し、『やすらぎと感動の赤井川・人が集まる美しいカルデラの里』という将来像の実現に向けた様々な取り組みのなかで「新たな活力と交流の創出」として農業と観光・リゾートを柱に、多様な産業活動の展開を促し、新たな活力を呼び起こすとともに、多くの人が集まり、交流する村づくりを推進している。その中心となるキロロリゾートは、今後も国際リゾート地として発展していき、魅力あるまちづくりを展開していくが、30年以上経過したこのエリアの観光インフラ整備等が必要なため、その施策を実現する財源の検討を進めてきた。

赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てるのが、この税の目的である。

# 赤井川村の宿泊税について(まとめ)

## ●宿泊税の必要性

多くの観光客が訪れ、受け入れる村の体制づくりを進めてきたが、リゾート関連業者、維持管理業者及び村職員のヒアリング等により、リゾートエリア内にある赤井川村が管理する水道施設の改修及び赤井川村村道の改修等が必要であることが課題として整理された。この整備に必要な費用は28億円としており、その内20億円が水道施設の改修経費となる。この水道施設はキロロリゾートエリア内にあり、水道利用の多くは温泉・プール及び宿泊に関するもので、宿泊者の利用が多くを占めており、今後新たなコンドミニアムの建設が予定されている中、更なる宿泊者の水道利用の増加が見込まれる。又、赤井川村村道舗装の改修費用は約8億円となり、改修理由は道路舗装のひび割れ・ポットホール・ゆがみ及び段差を解消し安心安全な交通エリアとするためであるが、それらの原因は大型バス等の重量がある車両の往来によるものである。この村道を新設した際、耐久性の高い等級の道路構造の為、一般車両からの道路への影響は少ないが、団体宿泊客を乗せた大型バスはウィンターシーズンだけではなく、グリーンシーズンも多く年間を通じて村道を往来し道路に影響を与えている。

このような状況のなか、赤井川村の一般財源においては平成30年度から3年連続赤字決算が続いており財政的にも厳しい状態であるが観光インフラは整備していかなくてはならない。令和5年10月に「赤井川村宿泊税に関する協議会」を設置し、宿泊事業者、観光団体、旅行事業者の外部有識者からの幅広い助言をいただくとともに意見交換を行った。協議会のなかでは、段階的定額制で制度が導入できないか、赤井川村の地域活性化には観光振興が必須などの意見が出された。

その結果を整理し、村議会の令和6年第1回定例会に「赤井川村宿泊税条例(案)」を上程し審議の結果議決されたところである。

# 赤井川村の宿泊税について(まとめ)

## ●なぜ税からの財源確保としたのか(具体的)

### 水道施設改修について(使用料)

水道使用料は、実費を限度とし、なるべく低廉に、かつ公平に定められるべきと考えており、水道料金を定めている赤井川村給水条例を令和6年10月1日に改正し、水道料金の値上げを行うが、財源の確保にはほど遠く、少額の値上げでは効果が薄い状況である。又、平成30年度にも水道料金の値上げをしており、更なる水道料金の値上げは、村民等に対し著しい負担となること及び、この公共水道を使用している村民等からのこれ以上の負担を求めることはできず、使用料からの財源確保は困難である。

### 水道施設改修について(分担金)

特定の多数人または特定の地域に対し利益を与える事業を行うとき、その事業に要する費用にあてるため、その事業によって特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができることとされているが、水道使用料として適正な料金を公平に納めていることから、分担金として更なる負担を公平に求めることは適切ではないため、分担金からの財源確保は困難である。

### 水道施設改修について(負担金)

特定の事業に対し特別の利害関係を有する者に、その事業に要する経費の全部または一部を負担させるための物ではあるが、公共水道については、利害関係に関わらず、村民等に広く普及使用して頂き環境衛生を向上させることが村の責務であり、負担を求めることは適切ではないため、負担金からの財源確保は困難である。

## 赤井川村の宿泊税について(まとめ)

### ●なぜ税からの財源確保としたのか(具体的)

#### 村道改修について(使用料)

施設の使用等に対し、その対価として使用者から徴収する為には、使用料に関する事項を条例で定めなければならないことになっており、その使用料は、実費を限度とし、なるべく低廉に、かつ公平に定められるべきと考えており、又村道を使用する者を特定することは困難であり、その者から使用料を徴収する考えは適切ではないため、使用料からの財源確保は困難である。

#### 村道改修について(分担金)

特定の多数人または特定の地域に対し利益を与える事業を行うとき、その事業に要する費用にあてるため、その事業によって特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができるかとされているが、村道管理は住民等が安全で安心して通行できるために行っており、利益を与える事業ではないため、分担金からの財源確保は困難である。

#### 村道改修について(負担金)

特定の事業に対し特別の利害関係を有する者に、その事業に要する経費の全部または一部を負担させるためのものではあるが、村道については、広く国民等が利用していることから、受益者の特定は困難である。

## 赤井川村の宿泊税について(まとめ)

### ●なぜ定額にしたのか

宿泊税を検討した当初、北海道内で唯一宿泊税を導入している倶知安町は定率であったが、赤井川村と近い時期に宿泊税を検討している北海道及び道内自治体が定額制で進めていること、また協議会では、定率制での算定は徴収義務者の事務負担増となるとの意見より、委員全員が定額制に賛成であったことから、総合的に判断して定額制の導入を決定した。

### ●なぜ段階的定額制にしたのか。

法定外税目の税率は、課税自主権に基づき、納税者にとって過重な負担にならない額で、各自治体がそれぞれの地域の実情や納税者の担税力に応じて、独自に設定するものと解しています。

- ・赤井川村が宿泊税を財源として取り組む個別施策を実施する場合、概算で28億の事業費が必要になると推定している。
- ・事業費に充てる財源の一部として確保することが必要である。
- ・北海道の宿泊税が段階的定額制で進んでいる。
- ・一律定額制では財源額の確保が難しい。
- ・先行して宿泊税を導入している自治体の税額区分を参考とした。

以上の事から

2万円未満「200円」

2万円以上「500円」の段階的定額制とした。

## 赤井川村の宿泊税について(まとめ)

### ●なぜ免税点を8,000円にしたのか

宿泊税は観光振興を目的としているため、観光を目的としないビジネス客が利用するような施設における宿泊については、一定の配慮が必要である。そこで、本村内全ての宿泊施設に、宿泊料金及び宿泊目的を調査したところ、ビジネス目的の宿泊者が利用する施設は8,000円未満の施設に限られ、免税点資料のとおり、8,000円以上の施設は大型リゾートの宿泊施設のみであり、そこにはビジネス目的の宿泊者はいない結果となった。現在、ビジネス目的の宿泊者の多くは工事関係者が団体で宿泊しており、宿泊施設を低価格・長期間利用する新幹線等の工事関係者については、一定の配慮が必要とした。条例の施行状況・社会経済情勢の推移等を勘案しこの条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を条例施行後5年ごとに講ずるものとした。

以上のことから、免税点を8,000円と設定しました。

なお、大型リゾート施設事業者・古くからある低廉の宿泊事業者及び住宅宿泊事業法上の特別民泊施設からは、「段階的定額制及び免税点」についてご理解を得ており反対の意見はなかった。



## 免税点について

下記表は、宿泊人数を2025年度の予想値とし、宿泊割合は2019年度赤井川村内宿泊事業者の実績を使用し作成したものである。

	宿泊料金区分	税額(円)	宿泊者数(人)	宿泊割合(%)	
<div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">他事業者</div> <div style="background-color: #90EE90; padding: 5px;">大型リゾート施設事業者</div>	8千円未満	0	2,034	2	<div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">免税点 2%</div> <div style="background-color: #90EE90; padding: 5px;">課税対象 98%</div>
	8千円以上 2万円未満	200	27,459	27	
	2万円以上	500	72,207	71	
	合計		101,700	100	

---

## 8千円未満の宿泊者内訳について

---

下記表は、事業者毎に過去5年間（平成30年度から令和4年度）の「観光目的」「ビジネスでの利用」の割合及び人数を算出し、事業者全体の2025年度宿泊者内訳の予想数値を表したものである。

	割合 (%)	人数
観光目的	17.1	348
ビジネスでの利用	82.9	1,686
合計	100.0	2,034

## 赤井川村の宿泊税について(まとめ)

### ●宿泊税を納める方

赤井川村内のホテル、旅館、民宿、ペンション、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(いわゆる民泊)に宿泊する方

### ●税率

宿泊料金が20,000円未満のもの 200円

宿泊料金が20,000円以上のもの 500円

### ※宿泊料金に含まれるもの

・素泊まりの料金 ・素泊まりの料金に係るサービス料

### ●非課税事項

・宿泊料金が8,000円未満の宿泊者

・修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの及びその引率者

### ●納入方法

・特別徴収

# 赤井川村における宿泊税の収入見込額

※年間宿泊者数区分割合(2019推計値)

宿泊金額区分(円)	宿泊割合(%)
0～ 8,000	2
8,000～ 20,000	27
20,000～ 30,000	35
30,000～ 40,000	23
40,000～ 50,000	10
50,000～	3
	100

2025年度	宿泊料金区分	税額(円)	宿泊者数(人)	宿泊割合(%)	宿泊税(円)
	8千円未満(免税点)	0	2,034	2	0
	8千円以上2万円未満	200	27,459	27	5,491,800
	2万円以上	500	72,207	71	36,103,500
	合計			100	41,595,300

## 宿泊税を財源とした事業概要

### ●観光インフラの整備

「村道赤井川高原道路」はキロロリゾートが建設される際に新設した赤井川村の村道であるが、30年以上経過したことから舗装に歪み・ポットホール及び亀裂等の不具合が生じている為、毎年舗装補修で対応している。しかしながら不具合の完全なる解決には到っておらず、路面の全面的な改修が必要な観光インフラ道路である。

### ●増加する観光客への対応

「常盤地区簡易水道浄水場」は、キロロリゾートが建設される際に新設した公共の浄水場であり、30年以上経過している。このリゾートエリアでは、今後新たなコンドミニウムの建設が予定されており、これまでより1.5倍の処理能力が必要であるが、既存の施設ではその余裕はなく新たな浄水施設の設置が必要である。

### ●魅力ある赤井川村づくり

赤井川村DMO(一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会)は、新おたる農業協同組合及びキロロリゾートホールディング(株)等村内に関連する多くの事業者が連携しており、2020年7月に設立された。赤井川村ならではの環境が生み出すコンテンツの農業、林業そして観光業に密接に関係している赤井川村DMOは、観光という一つの流通チャンネルを使い、その先に控える村の既存産業の活性化を促すとともに潜在的なコンテンツを発見し、新しい産業の創造に中長期的な視点をもって取り組んでいる。この法人の運営に対し、支援する。

## 宿泊税を財源とした事業概要

### ●魅力ある赤井川村づくり

赤井川村の観光振興の為、村のPR等様々な事業を展開している事業に対し、支援する。

令和5年度から新たなお祭りとして「まるっとカルデラ農村フェス」を開催されている。このフェスの実行委員会は、赤井川DMO等の村事業者が共催し、近隣市町村から多くのお客様がご来場されている。赤井川村の認知度を高め観光振興の普及に務めるこのフェスに対し、支援する。

外国語標記の道路標識等の設備・パンフレット等を配備し、年々増加する外国人観光客に対しサービスの向上を図る。

赤井川村の地域経済活性化を図るため、村内事業者が行う赤井川村で生産された農林畜産・水産品を使用した商品及び赤井川村に由来又は起因するものの商品を村内事業者が製造し、又は販売するために必要な取組に対し支援する。

「シーニックバイウェイ北海道」の目的である、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的とする「支笏洞爺ニセコルートニセコ羊蹄エリア(赤井川村)」において、冬の沿道をキャンドルで彩る地域活動の実施取組に対し支援する。